

Cboe ジャパン株式会社の私設取引システム運営業務の終了に伴う
「業務方法書の取扱い」の一部改正について

I . 改正趣旨

Cboe ジャパン株式会社が私設取引システム運営業務を終了することに伴い、業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行う。

II . 改正概要

- ・指定市場開設者から Cboe ジャパン株式会社を除外し、清算対象取引から同社による私設取引システムにおける有価証券等の売買を除外する。
- ・業務方法書の取扱い第 2 条及び第 3 条

(備 考)

III . 施行日

2026年2月26日から施行する。

以 上

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(指定市場開設者)	(指定市場開設者)
第2条 業務方法書第3条第2項第1号に基づき当社が指定する指定市場開設者は、次の各号に掲げるものとする。	第2条 業務方法書第3条第2項第1号に基づき当社が指定する指定市場開設者は、次の各号に掲げるものとする。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(削る)	<u>(7) C b o e ジャパン株式会社</u>
<u>(8)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
(清算対象取引)	(清算対象取引)
第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。	第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(削る)	<u>(6) C b o e ジャパン株式会社</u> <u>次の a から h までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該 a から h までに定める取引（過誤訂正等のための売買を含む。）</u> a <u>内国法人の発行する株券（内国法人の発行する優先出資証券を含む。）</u> <u>普通取引</u> b <u>外国法人の発行する株券（外国法人の発行する外国株預託証券を含む。）</u> <u>普通取引</u> c <u>投資信託受益証券</u> <u>普通取引</u> d <u>外国投資信託受益証券</u> <u>普通取引</u> e <u>投資証券</u> <u>普通取引</u> f <u>外国投資証券</u>

(6) (略)
(7) (略)
2～1 4 (略)

普通取引
g 受益証券発行信託の受益証券
普通取引
h 外国受益証券発行信託の受益証券
普通取引
(7) (略)
(8) (略)
2～1 4 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年2月26日から施行する。